

若年性認知症実態調査の実施について

区における若年性認知症施策の検討に資するため、次のとおり若年性認知症に係る実態調査を実施する。

1 目的

現役世代で発症する若年性認知症については、治療、介護にとどまらず就労の継続や家計の維持等、本人や家族の生活に様々な問題をもたらしているとされているが、区としては、これまで該当者数やその生活の実態等を十分には把握しきれていない。

これら施策検討の基礎となるデータ収集のため、実態調査を実施する。

2 調査の概要

(1) 調査対象・規模

対象：認知症（※）の症状を認める 65 歳未満の区民（但し、調査時点で 65 歳以上であっても発症時に 65 歳未満であった者を含む）

※ 記憶力の低下、またはその他の認知機能障害により日常生活等に援助が必要な者

規模：調査対象は国の平成 21 年度若年性認知症有病率調査結果より 100 人程度と推計する。

(2) 調査時期

平成 29 年 9 月から平成 30 年 2 月まで

(3) 調査方法・調査事項

調査票等の発送、集計及び分析を業務委託する。

① 一次調査〈関係機関調査〉

若年認知症に関わる区内の関係機関に対して調査票を郵送し、若年性認知症の担当事例の有無を確認する。

調査対象機関は、区内病院、認知症アドバイザー医、精神科クリニック、居宅介護支援事業所、訪問看護事業所、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）介護老人保健施設等概ね 300 か所。この他東京医科大学病院、東京都若年性認知症総合支援センター等については別途調査協力を依頼する。

② 二次調査

一次調査で担当事例があるとした関係機関に対し、担当者調査票及び本人・家族調査票を送付し、サービスの利用状況や本人の状態、家族が抱える介護上の困難な

どについて調査する。

【質問項目】

担当者調査：医療機関や介護事業所等で把握できる項目
(疾病状況、就労・生活の状況、医療・介護などの提供状況、
必要と考える支援等15項目程度)

本人・家族調査：日常生活実態に関する幅広い項目
(家族状況、疾病状況、就労・生活の状況、日常生活で困っている
こと等30項目程度)

③ 面接調査

二次調査の本人・家族調査で了解を得られた本人及び家族に対し、区職員が面接し、認知症進行ステージそれぞれの時期に応じた課題や必要な支援について、さらに詳細な聴き取り調査を行う。

3 実施スケジュール

平成29年	9月	一次調査発送
	11月	二次調査発送
平成30年	1～2月	面接調査
	3月	調査結果まとめ